

## 都市計画に伴う店舗、住宅近代化建築に対する助成金取扱要綱

平成9年3月18日津幡町告示第13号

(趣旨)

第1条 この要綱は、津幡町都市計画事業の円滑な推進を図るため、事業決定前に自ら都市計画施設の区域より立退き建築する者に対し交付する助成金の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成金交付の範囲)

第2条 助成金交付の範囲は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定により、町長に建築確認申請書を提出し、受理されたもののうち次に掲げる基準に該当するものとする。

- (1) 建築基準法第6条による確認を受け、同法第7条に基づく完了検査合格の建築物であること。
- (2) アーケード設置を伴う場合は、町の定めたアーケード設置基準に適合する建築物であること。
- (3) 建築物を除去した都市計画施設の区域内土地について、将来それぞれの道路管理者より、当該土地の買収までの期間、歩道又は車道として一般住民が利用出来るよう施設を施したものの。ただし、区域内土地が借地の場合は、借主の責任で施行すること。
- (4) その他必要事項について町長の指示に従うもの

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次の方法により算出した額の範囲内とする。

都市計画施設の区域内より立退きする建物の延面積（㎡）×93,000円×1/6

(助成金の交付申請)

第4条 助成金を受けようとする者は、別に定める助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 建築基準法第6条に基づく建築確認書の写し及び関係図書
- (2) アーケード設置の場合は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第53条に基づく許可書の写し
- (3) 除去しようとする建物の構造延面積が判定出来る図書
- (4) その他町長が必要と認める図書

(工事完了報告書の提出)

第5条 助成金の交付の決定を受けた者は、申請に基づく建築物の工事が完了したときは、建築基準法第7条に基づく工事検査完了を証する書類を町長に提出しなければならない。

(助成金交付の時期)

第6条 助成金は、前条の工事完了検査の確認後、交付するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成18年7月10日津幡町告示第75号)

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。